

名古屋市緑区キャラクター「みどりっち」イラスト使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、名古屋市緑区キャラクター「みどりっち」のイラストを使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において用いられる用語の定義は次のとおりとする。

(1) キャラクター

「みどりっち」の基本デザインと、別に定めるその展開デザインをいう。

(2) 商品

販売を目的として製造した製品及びそれに準ずるものをいう。

(3) 景品

商品等の販売促進を目的とした製品及びそれに準ずるものをいう。

(4) 広告等

商品や事業等の情報を世間に広く宣伝するものをいう。

(キャラクター使用の目的)

第3条 キャラクターを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、緑区の PR、緑区政の推進、又は緑区を表現するための代名詞としてキャラクターを使用する目的を有する場合に、キャラクターを使用することができる。

(使用制限)

第4条 次の各号に該当する場合、キャラクターを使用することはできない。

(1) 前条の目的に反する恐れがあるとき

(2) 緑区や名古屋市、又はキャラクターの品位、信用性等を損ない、又は正しい理解の妨げになる恐れがあるとき

(3) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用される恐れのあるとき

(4) 特定の個人又は団体等の売名に利用される恐れのあるとき

(5) 不当な利益を得るために利用される恐れのあるとき

(6) 名古屋市の事業又は名古屋市の認めた関連事業を推進する上で、支障となる恐れがあるとき

(7) 名古屋市緑区役所地域力推進課長（以下「管理者」という。）が指定する「デザインガイドライン」に反しているとき

(8) 法令や公序良俗に反する恐れがあるとき

(9) 使用者が、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当するとき又は同条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するとき

(10) キャラクター使用に係る物件について、安全性、品質について十分な配慮をしない

とき

- (11) キャラクター使用に係る物件について、JAS 法、景品表示法又は食品衛生法その他各種法令を遵守しないとき
- (12) キャラクター使用に係る物件の使用にあたり、事故等が発生しないよう配慮をしないとき。なお、当該使用に係る物件を原因とする事故に対しては、管理者は一切の責任を負わない。
- (13) その他、管理者がキャラクターの使用を不相当と認めたとき

(無償の配布物、景品、掲示物又は広告等へのイラスト使用)

第5条 使用者は、無償の配布物、景品、掲示物又は広告等へイラストを使用する場合、管理者に対し、届出を提出しなければならない。ただし、国及び公共団体が使用する場合においては、この限りでない。

- 2 前項の場合において、管理者が第4条への違反を認めた場合、使用者の負担によりイラスト使用に係る物件の使用停止及び回収を求める等、適切な措置をとることができる。

(有償の商品等へのイラスト使用の申請)

第6条 使用者は、有償の商品等へイラストを使用する場合、あらかじめ管理者の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を受けようとする使用者は、次の各号に掲げる書類を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 名古屋市緑区キャラクター「みどりっち」イラスト使用承認申請書（第1号様式）
- (2) 事業の概要がわかる書類（パンフレットなど）

- 3 第1項の承認は、有償の商品等の仕様・デザインに変更がない限り効力を有するが、変更がある場合には、再度、管理者の承認を受けなければならない。ただし、仕様・デザインの変更が取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(使用の承認)

第7条 管理者は、前条の申請があった場合、その内容を審査し、第3条の目的を有し、第4条各号に該当しないと認めるときは、名古屋市緑区キャラクター「みどりっち」イラスト使用承認通知書（第2号様式）により使用者に通知するものとする。なお、管理者は使用承認にあたり必要な条件を付することができる。

- 2 管理者は、前項の審査の結果、使用を承認しないときは、使用者に名古屋市緑区キャラクター「みどりっち」イラスト使用不承認通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(使用承認の取消)

第8条 管理者は、キャラクターの使用が第4条に違反していると認められる場合は、使用条件を変更し、又は使用承認を取り消すことができる。

- 2 管理者は、前項の規定により承認を取り消された者に対し、当該承認に係る物件の使

用停止及び回収を求める等、適切な措置をとることができる。

3 管理者は、承認を得ずにキャラクターを使用している者又は使用しようとしている者に対して、その物件の使用停止及び回収を求める等適切な措置をとることができる。

4 取消し等に伴う使用物件の回収費等は使用者の負担とする。

(使用料等)

第9条 キャラクターの使用料は無料とする。

(損失補償等の責任)

第10条 名古屋市は、キャラクターの使用にかかる損害賠償及び損失補償等一切の責任を負わない。

(その他)

第11条 この規程に定めるものの他、キャラクターの取扱いについて必要な事項は、管理者が別に定める。

(附則)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

(附則)

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

(附則)

1 この規程は、令和7年3月31日から施行する。

2 改正前第4条1項に基づく承認は改正後第7条1項に基づく承認としての効力を有するものとする。

3 改正前第10条1項に基づく申込みは改正後第5条1項に基づく届出としての効力を有するものとする。